

本書を読むに当たって

本マニュアルは、派遣元及び派遣先の事業者等に派遣労働者に係る安全衛生管理についてより理解を深めていただくとともに、安全衛生教育、健康管理などを具体的、効果的に推進するために派遣元事業場と派遣先店舗がそれぞれ取り組むべき実施事項を分かりやすく解説しています。

そのため、第1章では派遣労働者の労働災害の概要、第2章では商業（卸売・小売業）における派遣労働者に係る安全衛生管理の特徴、第3章では派遣元において取り組むべき安全衛生管理及び安全衛生教育について、第4章では派遣先において取り組むべき安全衛生管理、安全衛生教育及び労働災害発生時の対応等について、第5章では派遣元と派遣先との連携において重要となる事項等についてそれぞれ解説する構成となっています。

また、参考資料としては、労働者派遣に関する法令、指針、通達等のほか、派遣労働者に係る安全衛生管理体制などの基本的事項に関する自主点検のためのチェックリストも掲載しています。

凡 例

本書では、記述頻度が高い（又は長い）法律等は次のように略記しています。

- ・安 衛 法……………労働安全衛生法
- ・安 衛 令……………労働安全衛生法施行令
- ・安 衛 則……………労働安全衛生規則
- ・事 務 所 則……………事務所衛生基準則
- ・労 基 法……………労働基準法
- ・派 遣 法……………労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- ・派 遣 則……………労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則
- ・派 遣 元……………派遣元事業者・派遣元事業主
- ・派 遣 先……………派遣先事業者・派遣先事業主

また、用語については、次のように定義することとします。

- ・労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。（派遣法第2条第1項）
- ・派遣労働者：事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。（派遣法第2条第2項）
- ・労働者派遣事業：労働者派遣を業として行うことをいう。（派遣法第2条第3項）
- ・請負事業：請負とは、民法の典型契約の一種であり、当事者の一方（請負人）が相手方に対し仕事の完成を約し、他方（注文者）がこの仕事の完成に対する報酬を支払うことを約することにより成立する。（民法第632条）本マニュアルでは、請負のうち労働者派遣に該当しないもの（具体的には、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）の要件を満たすもの）を業として行うことをいう。
- ・一般健康診断：雇入時の健康診断（安衛則第43条）及び定期健康診断（安衛則第44条）のほか、安衛則第45条～第47条に規定する健康診断をいう。
- ・特殊健康診断：安衛法第66条第2項及び第3項に規定する健康診断をいう。